

JGAP2022 運用開始に伴うガイドラインの対応について

先般運用開始されました JGAP2022 に関連するガイドラインについて、現在、改定作業を進めております。改定版発行までの暫定的な対応として、関連するガイドラインの対応を以下の通りお知らせします。なお、ガイドラインが改定されましたら、ウェブサイトに掲載します。

記

1. 団体における残留農薬検査の農場サンプリングに関するガイドライン(青果物/穀物/茶)

本ガイドラインに示されている『JGAP 農場用 管理点と適合基準 青果物/穀物/茶 2016』の管理点 24.6.1 について、JGAP2022の団体認証では『JGAP 農場用 管理点と適合基準 青果物/穀物/茶 2022』の管理点 C5.6 に読み替えて対応する。

2. 残留農薬検査を行う検査機関に関するガイドライン

『JGAP 農場用 管理点と適合基準 青果物/穀物/茶 2022』の管理点5.3(3)および(4)ならびに『JGAP 農場用 管理点と適合基準 青果物/穀物/茶 2016』の管理点 7.2.1③および④について、本ガイドラインに基づき対応する。

3. 日本 GAP 協会が認める第三者認証のガイドライン

本ガイドラインは、『JGAP 農場用 と適合基準 青果物/穀物/茶 2016』に対応したものである。『JGAP 農場用 管理点と適合基準 青果物/穀物/茶 2022』の管理点 5.2※の日本 GAP 協会が認める第三者認証とは、JGAP および ASIAGAP 認証が該当する。

4. JGAP 遠隔審査ガイドライン(農産物) Ver.1.1

本ガイドライン 3.1 現地審査を行う管理点について、『JGAP 農場用 と適合基準 青果物/穀物/茶 2022』では以下の通りである。

青果物2022 6.5 / 7.4 / 8.3 / 8.4 / 8.5 / 9.2 / 9.4 / 10.1.1 / 10.1.2 / 10.2 / 11.1 / 12.1 / 12.2 / 13.1 / 13.3 / C2.1.1 / C2.2.1 / C2.4 / C3.1 / C3.2 / C5.2.3 / C5.3.2 / C5.3.3 / C5.4 / C5.5 / C6.1.4 / C6.3

(スプラウト類専用項目) SI.1 / SI.3 / SI.5 / SI.6 / SI.7 / SI.8

(きのこ類専用項目) MI.2 / MI.4 / MI.6

穀物2022 6.5 / 7.4 / 8.3 / 8.4 / 8.5 / 9.2 / 9.4 / 10.1.1 / 10.1.2 / 10.2 / 11.1 / 12.1 / 12.2 / 13.1 / C2.4 / C3.1 / C3.2 / C5.2.3 / C5.3.2 / C5.3.3 / C5.4 / C5.5 / C6.1.4 / C6.3 / (精米項目)PI.1 / PI.6

茶2022 6.5 / 6.6 / 7.4 / 8.3 / 8.4 / 8.5 / 9.2 / 9.4 / 10.1.1 / 10.1.2 / 10.2 / 11.1 / 12.1 / 12.2 / 13.1 / C2.2.1 / C2.4 / C3.1 / C3.1.1 / C3.1.2 / C3.2 / C5.2.3 / C5.3.2 / C5.3.3 / C5.4 / C5.5 / C6.1.4 / C6.3 / (仕上茶専用項目)RI.4 / RI.5

5. JGAP 遠隔審査ガイドライン(家畜・畜産物)Ver.1

本ガイドライン7.2 提出資料について、「総合規則 8.1(1)」を「総合規則10.2」と読み替えて対応する。

以上